

市町村職員の退職手当に関する条例の運用方針の一部改正 新旧対照表

新	旧
第 1 3 条関係 1 (略) 2 (略) (1)～(3) (略) (4) 過失（重過失を除く。）により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合 3～7 (略) <u>附 則</u> <u>この運用方針の一部改正は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。</u>	第 1 3 条関係 1 (略) 2 (略) (1)～(3) (略) (4) 過失（重過失を除く。）により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合 3～7 (略)